

鹿部町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (R6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B／A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 3,569	千円 4,554,937	千円 97,919	千円 718,214	% 15.8	% 15.9

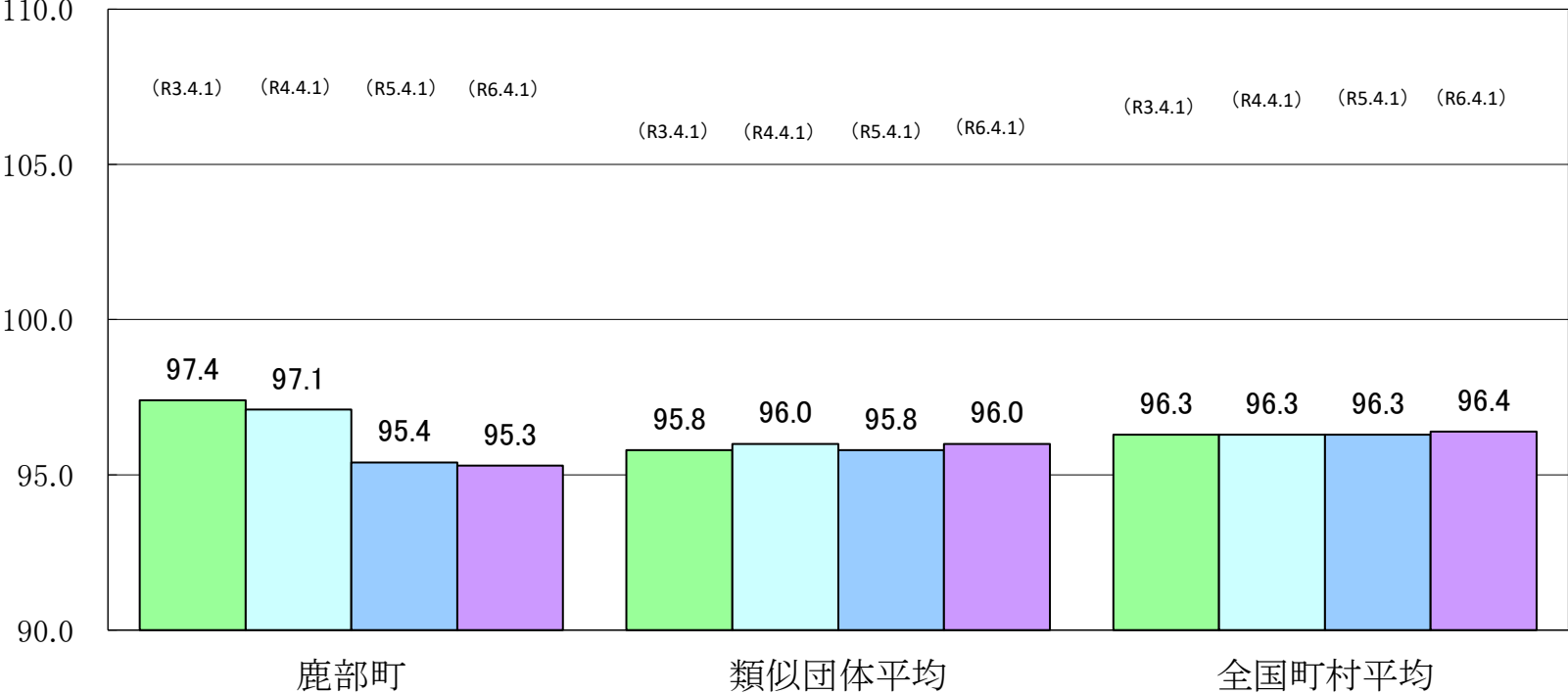
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B／A	(参考) 類似団体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 73	千円 257,361	千円 43,006	千円 102,684	千円 403,051	千円 5,521	千円 5,514

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

(例)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後のラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況（当町では人事委員会未設置）

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
6年度	円	円	円 (%)	%	%	% 2.76

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の 年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
6年度	月	月	月	月	月	月 4.60

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年庵支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引き下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由）

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、行政職1級の全号俸と2級の初任給に係る号俸は引下げなし。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

支給割合 実施時期 (参考)	各年度の支給割合											
	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		4月1日時 点	遡及改定 後									
国基準による 支給割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿部町の 支給割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

③その他の見直し

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鹿部町	39.5 歳	290,737 円	324,567 円	314,834 円
北海道	42.5 歳	318,800 円	386,694 円	360,806 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円	— 円
類似団体	41.0 歳	299,781 円	343,406 円	328,800 円

② 技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
鹿部町	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
	うち用務員	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
	うち運転手	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
	うちその他	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
北海道	57.1 歳	106 人	319,700 円	348,495 円	335,594 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	330,553 円	— 円	—	—	—	—
類似団体	49.2 歳	2 人	285,856 円	316,366 円	301,319 円	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
鹿部町	—	—	—
	うち用務員	—	—
	うち運転手	—	—
	うちその他	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和2年～令和4年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
鹿部町	37.6 歳	288,960 円	311,719 円
北海道	44.9 歳	373,800 円	424,160 円
類似団体	40.9 歳	281,000 円	306,825 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		鹿部町	北海道	国
一般行政職	大 学 卒	196, 200 円	196, 200 円	196, 200 円
	高 校 卒	166, 600 円	166, 600 円	166, 600 円
技能労務職	高 校 卒	—	166, 600	— 円
	中 学 卒	—	—	— 円
教育職	大 学 卒	196, 200 円	219, 700 円	— 円
	高 校 卒	—	177, 200	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

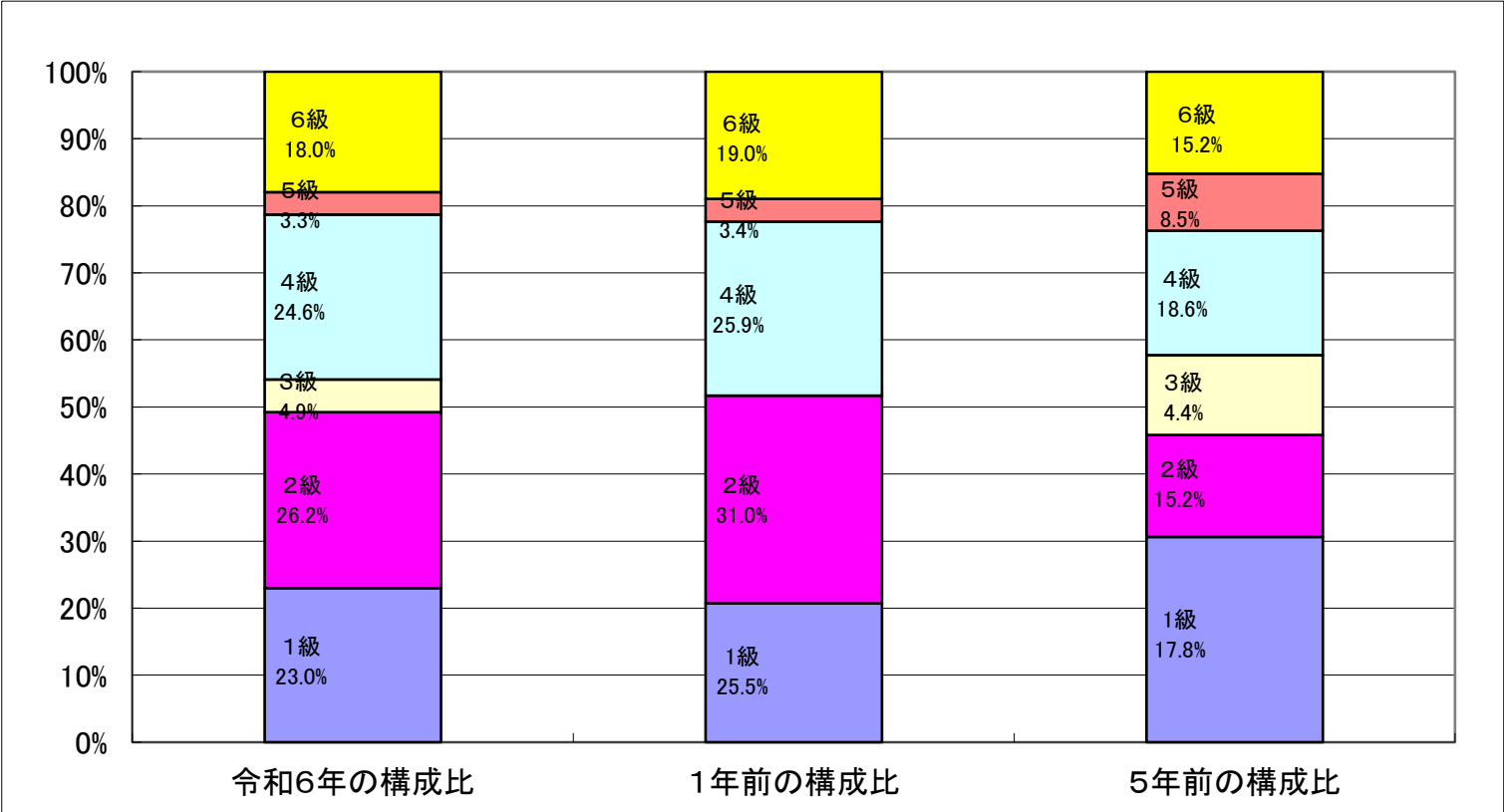
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	256, 600 円	337, 600 円	— 円	405, 600 円
	高 校 卒	227, 900 円	269, 100 円	339, 300 円	390, 800 円
技能労務職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教育職	大 学 卒	293, 500 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

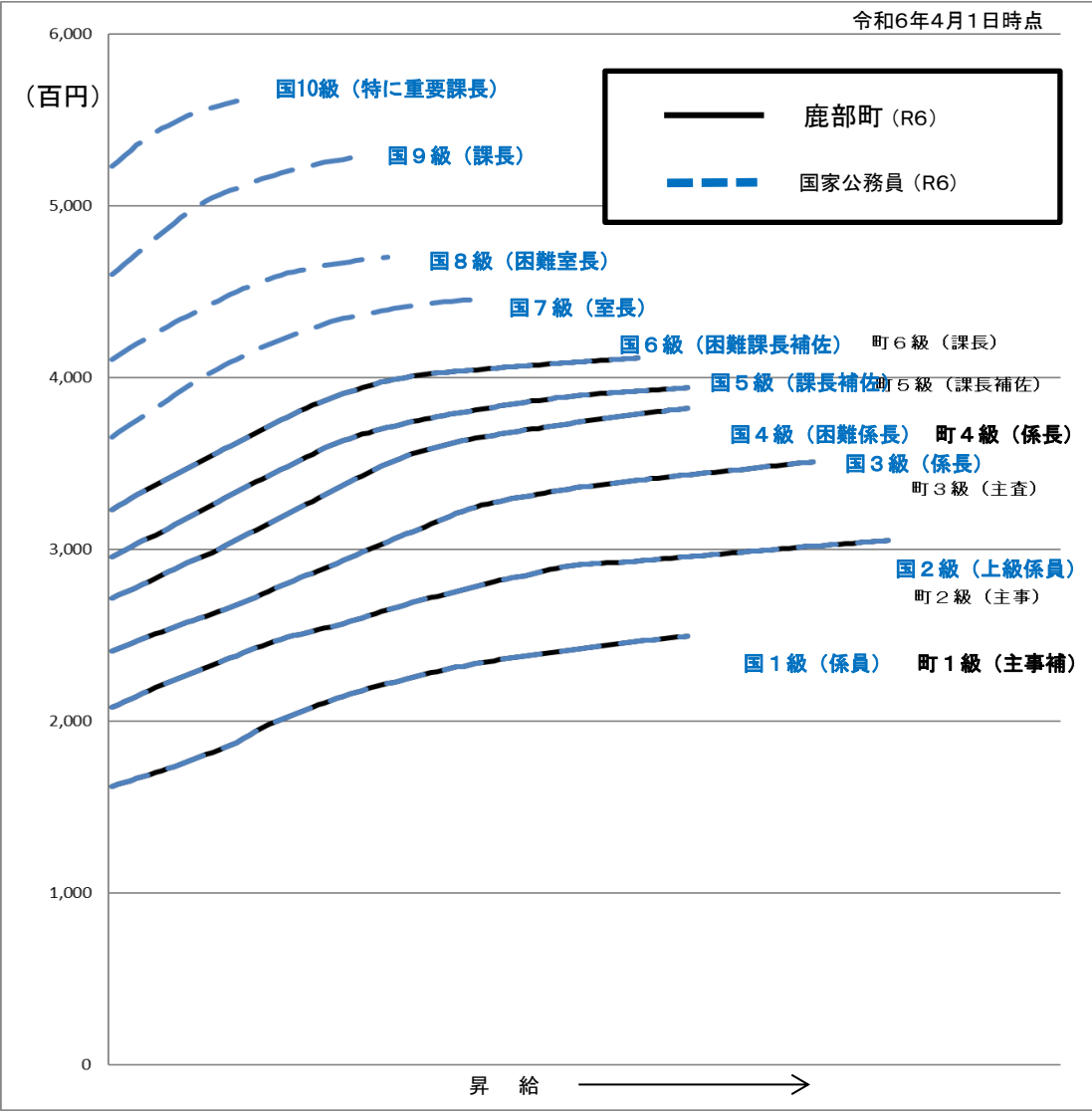
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1 級	主事、主事補、技師、保健師、管理栄養士、社会福祉士、教諭	人 14	% 23	円 162, 100	円 249, 400
2 級	主事、技師、保健師、管理栄養士、社会福祉士、教諭	人 16	% 26. 2	円 208, 000	円 305, 200
3 級	主査	人 3	% 4. 9	円 240, 900	円 351, 000
4 級	係長	人 15	% 24. 6	円 271, 600	円 382, 000
5 級	課長補佐又はこれに相当する職務	人 2	% 3. 3	円 295, 400	円 394, 000
6 級	課長又はこれに相当する職務	人 11	% 18	円 323, 100	円 411, 300

- (注) 1 鹿部町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



（２）国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



（３）昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（鹿部町）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ．人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鹿部町	北海道	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,394 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,682 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階加算5～20％・管理職加算10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20％・管理職加算10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（鹿部町）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○	
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

鹿部町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.66950 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.66950 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置：定年前早期退職特例措置（2～45％）	その他の加算措置：定年前早期退職特例措置（2～45％）
1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			0 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
札幌市（6級地）	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在） ※制度なし

支給実績（令和5年度決算）		0 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		0.0 %		
手当の種類（手当数）		0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	14,249 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	230 千円
支給実績（令和4年度決算）	16,022 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	272 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・配偶者 月額6,500円 ・満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 月額10,000円 ・配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 ・15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日後の最初の3月31日までにある子 1人につき 月額5,000円加算	同		6,808 千円	234,759 円
住居手当	家賃の額が12,000円を超える借家等の場合、家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同		1,128 千円	225,600 円
通勤手当	・公共交通機関を利用の場合、55,000円を限度に運賃相当額を支給 ・自動車等を使用する場合、通勤距離が5km以上であるとき月額2,000円～8,000円を支給	異	国では自動車等を使用する場合、通勤距離が2km以上であるとき月額2,000円～31,600円を支給	1,372 千円	72,232 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、給料月額に支給率(8～10%)を乗じた額を支給	異	国では定額支給	7,331 千円	458,164 円
管理職員 特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給 1回の勤務につき 6,000円～15,000円	同		123 千円	13,667 円
寒冷地手当	世帯主のうち、扶養親族のある職員は月額22,540円、扶養親族のいない職員は12,860円、その他の職員は8,600円	同		5,631 千円	76,082 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,400円	同		462 千円	6,079 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分				給 料		月 額		等	
給 料						(参考) 類似団体における最高／最低額			
	町	長		729, 000	円	846, 800	円／	528, 000 円	
	副	町	長	604, 500	円	677, 700	円／	481, 000 円	
報 酬	議	長		239, 000	円	400, 000	円／	203, 000 円	
	副	議	長	185, 000	円	314, 000	円／	130, 000 円	
	議		員	158, 000	円	290, 000	円／	109, 000 円	
期 末 手 当	町	長	(令和5年度支給割合)						
	副	町	長	4. 50 月分					
	議	長	(令和5年度支給割合)						
	副	議	長	4. 00 月分					
退 職 手 当				(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)			
	町	長		729, 000×5. 126×在職年数	14, 947, 416	任期終了後			
	副	町	長	604, 500×3. 234×在職年数	7, 819, 812	任期終了後			
	備 考								

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額である。

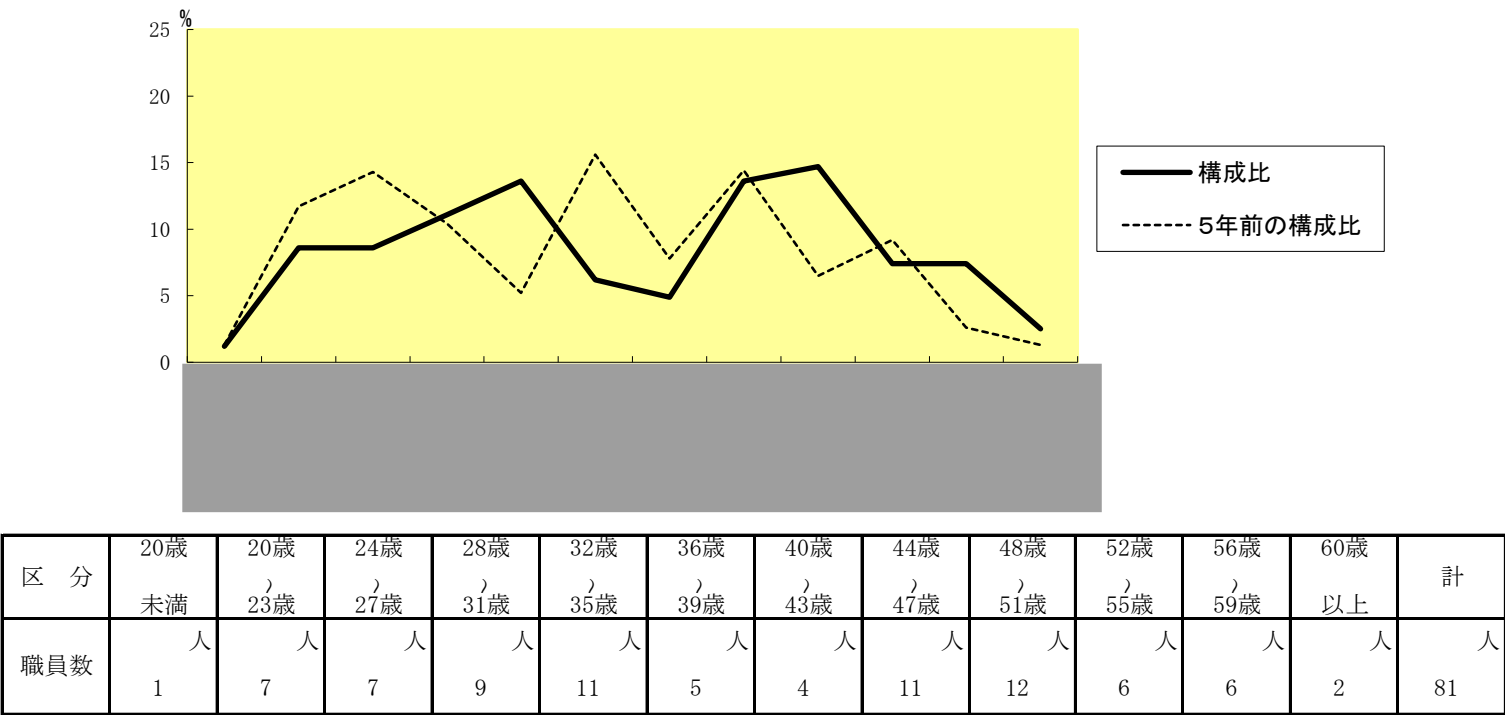
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 　 　 　 増 　 減 　 理 　 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	2	1	過去の人事異動による欠員の補充
		総 務	20	20	0	
		税 務	5	5	0	
		農 水	4	4	0	
		商 工	6	7	1	採用による増員
		土 木	8	8	0	
		民 生	6	8	2	過去の人事異動による欠員の補充
衛 生		8	8	0		
	計	58	62	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 173.72 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 204.97人)	
	教育部門	15	14	△ 1	人事異動による欠員の不補充	
	小 計	73	76	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 212.94 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 241.46人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道		2	2	0	
	国 保 等		2	2	0	
	介 護		1	1	0	
	小 計		5	5	0	
合 計			78	81	3	
			[86]	[86]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
- 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	55	55	55	58	58	62	7 (12.7%)
教育	17	16	15	16	15	14	▲ 3 (▲ 17.7%)
普通会計計	72	71	70	74	73	76	4 (5.6%)
公営企業等会計計	5	5	5	5	5	5	0 (0.0%)
総合計	77	76	75	79	78	81	4 (5.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

決 算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 86,861	千円 27,735	千円 16,104	% 18.5	% 19.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 2	千円 6,853	千円 1,063	千円 1,836	千円 9,752	千円 4,876	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
鹿 部 町	41.5 歳	307,300 円	440,944 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
事 業 者	－ 歳		－ 円

- 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鹿部町	水道事業（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,296 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,506 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

鹿部町	水道事業（一般行政職・団体平均等）
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.66950 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置：定年前早期退職特例措置（2～45%） 1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.66950 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置：定年前早期退職特例措置（2～45%） 1人当たり平均支給額 11,058 千円 — 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在） ※制度なし

支給実績（令和5年度決算）		0 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		0.0 %		
手当の種類（手当数）		0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	252 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	126 千円
支給実績（令和4年度決算）	394 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	197 千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・配偶者 月額6,500円 ・満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 月額10,000円 ・配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 ・15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日後の最初の3月31日までにある子 1人につき 月額5,000円加算	同		490 千円	245,000 円
住居手当	家賃の額が12,000円を超える借家等の場合、家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同		0 千円	0 円
通勤手当	・公共交通機関を利用の場合、55,000円を限度に運賃相当額を支給 ・自動車等を使用する場合、通勤距離が5km以上であるとき月額2,000円～8,000円を支給	異	国では自動車等を使用する場合、通勤距離が2km以上であるとき月額2,000円～31,600円を支給	96 千円	96,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、給料月額に支給率（8～10%）を乗じた額を支給	異	国では定額支給	0 千円	0 円
管理職員 特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給 1回の勤務につき 6,000円～15,000円	同		0 千円	0 円
寒冷地手当	世帯主のうち、扶養親族のある職員は月額22,540円、扶養親族のいない職員は12,860円、その他の職員は8,600円	同		225 千円	112,700 円